

議員提出議案第5号

古巻公民館建設予定地のスラグ関連調査費用及びその撤去費用の
請求とその法的措置を求める決議

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年3月21日

渋川市議会議長 安カ川 信之 様

提出者	渋川市議会議員	埴田裕之
賛成者	渋川市議会議員	須田勝
同	同	山内崇仁
同	同	望月昭治

別紙

議員提出議案第5号

古巻公民館建設予定地のスラグ関連調査費用及びその撤去費用の
請求とその法的措置を求める決議

現在、渋川市では古巻公民館建設に向けて事業が進められているが、建設予定地のフッ素及びその化合物の環境基準値超過が判明し、その調査費用18,920千円及び汚染土壌等の除去搬出工事費用125,664千円の補正予算が令和4年12月及び令和5年12月に可決された。

本件のフッ素及びその化合物の環境基準値超過は、平成23年度の古巻中部地区ほ場整備工事において埋設された再生路盤材の鉄鋼スラグに起因している。その鉄鋼スラグは当時、大同特殊鋼株式会社が排出し、株式会社佐藤建設工業に処理を委託したもので、株式会社佐藤建設工業はその鉄鋼スラグを正規の処理をせずに天然石と混合し、再生路盤材として当該土地に埋設した。このように、本件の土壌汚染については株式会社佐藤建設工業にその原因をつくり出した責任があり、また、同社に鉄鋼スラグの処理を委託した大同特殊鋼株式会社も排出事業者として責任を免れることはできない。

このことから、今回の汚染土壌等に関する一連の支出はその原因をつくり出した上記2社が負担すべきであり、市民が納めた血税から負担することはあってはならない。

よって、本市議会は渋川市長高木勉に対し、汚染土壌等の調査費及び除去搬出工事費を原因者に請求すること並びに請求に伴う法的措置をとることを求める。

以上、決議する。

令和6年3月 日

群馬県渋川市議会